

帯状疱疹ワクチン(注射)について

～注射を希望する人を対象とした 定期接種や助成制度があります～



◆定期接種

対象:静岡市に住民票がある ①から③の人

- ①2025年4月1日から2026年3月31日までに 65歳になる人
- ②2025年4月1日から2026年3月31日までに 70歳・75歳・80歳・85歳・90歳
95歳・100歳になる人 ※101歳より上の人は 今年度のみ全員が対象
- ③60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスにより機能不全で 日常生活が不可能な人

対象ワクチン	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回(一定の間隔が必要)
自己負担額	5,040円	1回につき8,240円
	※生活保護を受けている家庭や市民税非課税の家庭は 証明できる書類を注射する日に病院にみせると お金はかかりません。	

◆助成制度

対象:静岡市に住民票がある50歳より上の人

対象ワクチン:不活化ワクチンのみ

助成額・回数:接種1回につき10,000円・1人一生2回まで

※接種前に感染症対策課へ 申込みください。

詳しくは 市のウェブサイトから <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2371/s013023.html>

問い合わせ

感染症対策課 ☎249-3173(城東保健福祉エリア保健所棟2階)



静岡市国際交流課が やさしい日本語にしました

2025年 静岡気分4月号 抜粋